

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの 総合評価の具体的な評価方法

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの総合評価の具体的な評価方法

平成27年6月19日付け27消安第1862号消費・安全局総務課長通知

令和2年6月29日 一部改正

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。）第28条の2第1項に基づき総務大臣が定めた独立行政法人の評価に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定。以下「評価の指針」という。）及び農林水産省所管独立行政法人の評価実施要領（平成27年4月27日付け27評第104号政策評価審議官通知）に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）の総合評価の具体的な評価方法を次のように定める。

1 評価の基本的考え方

- （1）年度評価については、当該事業年度における業務の実績の全体について、原則としてセンターの年度目標の項目別評価よりさらに細分化した評価（以下「小項目」という。）を評価単位とし、小項目の評価、小項目の評価を踏まえた項目別評価（以下「中項目」という。）、これら各項目の評価結果を踏まえつつ特殊事情等も総合的に勘案した上での総合評価の3段階で行うものとする。なお、各項目は別に定めるものとする。
- （2）効率化評価については、（1）の例に準じて行うものとする。

2 年度評価の方法

（1）小項目の評価方法

年度目標及び事業計画において定められている具体的目標と業務実績を勘案し、事業計画の達成度について、S、A、B、C、Dの5段階の評価を付すものとして、評価に当たっては重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。

① 定量的に定められている小項目の評価

S：法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対年度目標値が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は対年度目標値が100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：法人の業績向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対年度目標値が120%以上。又は対年度目標値が100%以上で、かつ年度目標において困難度が「高」とされている場合）。

B：事業計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対年度目標値の100%以上120%未満）。

C：事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対年度目標値の80%以上100%未満）。

D：事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対年度目標値の80%未満、又はその業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合）。

※ 対年度目標値（%）は、小数点以下を四捨五入するものとする。

② 定性的に定められている小項目の評定

S：法人の業績向上努力により、目標の水準を質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（困難度を高く設定した目標について、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。）。

A：法人の業績向上努力により、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる（困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。）。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、その業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合を含む、抜本的な業務の見直しを求める。

（2）中項目の評定方法

中項目の評定は、小項目別の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により小項目の評定結果を点数化した上で、中項目については、A、B、C、Dの下記により4段階の評語を付すものとし、重要度、困難度、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。

ただし、A評定とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるときはS評定とすることができる。

A：基準点 $\times 12 / 10 \leq$ 各小項目の合計点

B：基準点 $\times 9 / 10 \leq$ 各小項目の合計点 $<$ 基準点 $\times 12 / 10$

C：基準点 $\times 5 / 10 \leq$ 各小項目の合計点 $<$ 基準点 $\times 9 / 10$

D：各小項目の合計点 $<$ 基準点 $\times 5 / 10$

※ 「基準点」とは、「小項目の数 $\times$ 2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。

(3) 総合評価の方法

- ① 総合評価は、中項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各中項目につきS：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により中項目の評価結果を点数化した上で、下記によりA、B、C、Dの4段階の評価を付すものとする。

ただし、中項目のうち、「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」及び「その他業務運営に関する重要事項」に属するものは、評価結果の点数化の際に、換算係数として、「1／（属する中項目で、業務実績があるものの数）」を乗じて点数化する。当該換算係数は、基準点を算出する際にも適用する。

- ② ①において、A評価とした場合には、各中項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められるときはS評価とすることができる。

A：基準点 $\times 12 / 10 \leq$ 各中項目の合計点

B：基準点 $\times 9 / 10 \leq$ 各中項目の合計点 $<$ 基準点 $\times 12 / 10$

C：基準点 $\times 5 / 10 \leq$ 各中項目の合計点 $<$ 基準点 $\times 9 / 10$

D：各中項目の合計点 $<$ 基準点 $\times 5 / 10$

※ 「基準点」とは、「中項目の数 $\times 2$ 点」とし、「合計点」とは、「中項目の点数の合計値」とする。

- ③ ①及び②を踏まえ、政策上の要請や情勢の変化等、全体評価に影響を与える事象を加味した上で、評価を付して総合評価を行う。その際、法人全体の信用を失墜させる事象が生じた場合には、その程度に応じて①及び②で算出された基礎に基づく評価よりさらに引下げを行うなど、評価の指針を踏まえて評価を行う。

3 効率化評価の方法

2の「年度評価の方法」を準用する。ただし、(3)の①に定める換算係数は適用しない。

4 その他の留意事項

- (1) 評価項目としているが、要請に応じて業務を行うこととされているものや当該年度に業務を実施しないこととされているものなどについて、当該年度にその業務について要請等がなかった場合には、当該項目の評価を行わないものとする。
- (2) 独立行政法人の評価のより適正な実施を図る観点から、随時評価手法等の見直しを行うものとする。

令和元年度業務実績評価

評価項目（総合評価●、中項目（項目別評価）○、小項目◇）	評価
● 総合評価	
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
○ 肥料及び土壌改良資材関係業務 ①農林水産省からの緊急要請業務 ◇ 農林水産省からの緊急要請による調査、分析又は検査（実施率：100%） ②登録関係業務 ◇ ア 登録申請に係る調査（標準処理期間内の処理率：100%） ◇ イ 生産工程変更の相談（処理率：100%） ◇ ③肥料の立入検査等業務（標準処理期間内の処理率：100%） ◇ ④土壌改良資材の立入検査業務（標準処理期間内の処理率：100%） ⑤牛海綿状脳症の発生防止関係業務 ◇ ア 製造基準適合確認検査（処理率：100%（大臣確認指示）） ◇ イ 製造基準適合確認検査（処理率：100%（理事長確認申請受付）） ⑥その他肥料の安全確保等に関する業務 ◇ ア・汚泥肥料新規登録業者への重金属手引書の周知（周知率：100%） ◇ ・立入検査の際の品質管理の普及（実施率：100%） ◇ イ・仮登録肥料申請にかかる調査（実施率：100%） ◇ ・仮登録肥料肥効試験（実施率：100%） ◇ ・事業者からの公定規格改正申し出対応（実施率：100%） ◇ ・農林水産省が行う公定規格改正に伴う調査（実施率：100%） ◇ ウ 汚泥肥料中の放射性セシウム測定（実施率：100%） ◇ エ(ア) 立入検査における家畜ふん原料肥料中のクロピラリド測定（実施率：100%） ◇ エ(イ) クロピラリドに係る取組の周知（実施率：100%） ◇ エ(ウ) 生育障害の原因調査のための測定（実施率：100%） ◇ オ 農林水産省が進める肥料制度見直しに資するための調査（実施率：100%） ◇ ⑦調査研究業務（肥料の検査等に関する調査研究の実施状況）	
○ 農薬関係業務 ①農林水産省からの緊急要請業務 ◇ 農林水産省からの緊急要請による調査、分析又は検査（実施率：100%） ②農薬の登録審査業務 ◇ ア(ア) 登録審査業務（基準値設定必要農薬）（標準処理期間内の処理率：100%）	

- ◇ ア(イ) 登録審査業務(基準値設定不要農薬)(標準処理期間内の処理率:100%)
- ◇ イ 新しい成分の農薬の審査報告書(標準処理期間内の処理率:100%)
- ③特定試験成績の信頼性の確保に係る業務
- ◇ 農薬GLP制度における試験施設の調査(標準処理期間内の処理率:100%)
- ④農薬の立入検査業務
- ◇ ア 立入検査報告(標準処理期間内の処理率:100%)
- ◇ イ 立入検査の集取品分析(標準処理期間内の処理率:100%)
- ⑤農薬の登録検査に附帯する業務
- ◇ ア 農薬に関する国際規格の設定等の議論への支援(技術的知見の提供)
- ◇ イ(7) へい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量結果報告
- ◇ イ(イ) 蜜蜂への影響に関する新たなデータ要求等の検討(技術的知見の提供)
- ◇ イ(ウ) 農薬の使用時安全性評価の導入の検討(技術的知見の提供)
- ◇ イ(エ) 再評価の開始に向けての事前相談及び試験要求の見直しの検討(技術的知見の提供)
- ◇ イ(オ) 農薬の安全性等に関する科学的知見の収集及び整理の検討(技術的知見の提供)
- ◇ ⑥農薬の使用状況及び残留調査業務(標準処理期間内の処理率:100%)
- ◇ ⑦調査研究業務(農薬の検査技術等に関する調査研究の実施状況)

○ 飼料及び飼料添加物関係業務

- ①農林水産省からの緊急要請業務
- ◇ 農林水産省からの緊急要請による調査、分析又は検査(実施率:100%)
- ②飼料等の立入検査等業務
- ◇ ア 製造設備、製造方法等の立入検査報告(標準処理期間内の処理率:100%)
- ◇ イ 動物由来たん白質及び動物性油脂の製造事業条及び輸入業者への検査(大臣確認検査)(実施率:100%)
- ◇ ③愛玩動物用飼料の立入検査等業務(標準処理期間内の処理率:100%)
- ④安全性確保に関する検査等業務
- ◇ ア 飼料安全法第57条に基づく収去品の試験(標準処理期間内の処理率:100%)
- ◇ イ ペットフード安全法第13条に基づく集取品の試験(標準処理期間内の処理率:100%)
- ◇ ウ(7) 農林水産省が行う基準・規格等の検討のための妥当性調査(実施率:100%)
- ◇ ウ(イ) 飼料分析基準に関する試験法等の開発等(実施率:100%)
- ◇ ウ(ウ) 飼料添加物等の基準・規格検査及びサーベイランス・モニタリング年次計画に基づく検査等(実施率:100%)
- ◇ ウ(ウ) 愛玩動物用飼料の検査等(実施率:100%)
- ◇ ウ(エ) 薬剤耐性菌のモニタリング調査(実施率:100%)
- ◇ ウ(オ) ISO/IEC 17025への適合性の維持
- ⑤検定等関係業務
- ◇ ・飼料添加物の検定申請(標準処理期間内の処理率:100%)

◇ ・登録検定機関に対する調査（実施率：100%） ⑥工程管理及び品質管理等に関する検査等業務 ◇ ア 抗菌剤GMPガイドライン及びGMPガイドライン適合確認検査（処理率：100%） ◇ イ 業者からの申請等による検査（実施率：100%） ◇ ウ 特定飼料等製造業者及び規格設定飼料製造業者工程管理及び品質管理等に関する調査（標準処理期間内の実施率：100%） ◇ エ 飼料製造業者等の依頼に応じた輸出飼料等の検査（実施率：100%） ◇ オ 食品残さ等利用飼料及び及び回収食用油再生油脂の検査（実施率：100%） ◇ カ 飼料製造管理者認定講習会の開催（年1回以上の開催） ◇ キ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（開催率：100%（GMPガイドラインの研修）） ◇ ⑦OIE関係業務（OIEコラボレーティング・センターとして、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等の実施及び報告書の提出） ◇ ⑧調査研究業務（飼料及び飼料添加物の検査等技術の調査研究の実施状況）	
○ 食品表示の監視に関する業務 ①農林水産省からの緊急命令等業務 ◇ 農林水産省からの緊急命令による調査、分析又は検査（実施率：100%） ②食品表示法に基づく立入検査等業務 ◇ ア 農林水産大臣の指示による立入検査報告（標準処理期間内の報告処理率：100%） ◇ イ 行政部局の要請による調査（報告処理率：100%） ③食品表示の科学的検査業務 ◇ ア 高精度確認検査及びスクリーニング検査の実施率（検査全体に占める割合：10%以上） ◇ イ 消費者の関心が高い原産地表示検査件数の増加率（H23～H25年度の原産地表示検査数平均：40%以上） ④食品表示110番等対応業務 ◇ 食品表示110番による疑義情報の農林水産省関係部局への回付（実施率：100%） ◇ ⑤調査研究業務（食品表示監視業務に活用する分析技術の開発・改良の実施状況）	
○ 日本農林規格等に関する業務 ①農林水産省からの緊急命令等業務 ◇ 農林水産省からの緊急命令による調査、分析又は検査（実施率：100%） ②JASの制定等に係る業務 ◇ ・JASの確認等に関する原案作成（実施率：100%） ◇ ・我が国の強みのアピールにつながる新たな規格の原案作成（件数：8件） ③国際規格に係る業務 - 国際規格への国内意見の反映のための情報収集・提供、調査、JASの国際規格化への対応力向上等の取組 ◇ ・国内委員会等の開催	

◇ ・ 参画しているプロジェクト数 ◇ ・ 国際対応研修回数 ④登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務 ◇ ア 登録認証機関等への登録調査及び更新調査(標準処理期間内の処理率：100%) ◇ イ 登録試験業者等への登録調査及び更新調査(標準処理期間内の処理率：100%) ⑤JAS法に基づく立入検査等業務 ◇ ア 登録認証機関等への立入検査（標準処理期間内の処理率：100%） ◇ イ 登録外国認証機関等への検査（標準処理期間内の処理率：100%） ◇ ウ 登録認証機関等の技術能力確認調査（実施率：100%） ◇ エ 行政部局の要請による検査（報告処理率：100%） ⑥FAMIC認定制度に基づく認定業務 ◇ ・ 認証機関又は試験業者の申請による調査（調査実施率100%） ◇ ・ 国際相互承認に向けた取組	
○ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 ①農林水産省からの緊急命令等業務 ◇ 農林水産省からの緊急命令による調査、分析又は検査（実施率：100%） ②サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務 ◇ 農林水産省が依頼する有害科学物質の分析（実施率：100%） ③食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立 ◇ 農林水産省が指示する有害化学物質の分析のSOP及び報告書作成（実施率：100%） ④サーベイランス・モニタリングの確認分析業務 ◇ 分析の信頼性確保のためのクロスチェック（実施率：100%） ◇ ⑤ISO/IEC17025要求事項への適合の維持（ISO/IEC 17025への適合性の維持）	
○ その他の業務 1 カルタヘナ法関係業務 ◇ カルタヘナ法に基づき農林水産大臣の指示により行う立入検査（実施率：100%） 2 情報提供業務 ①ホームページ等による情報提供 ◇ ・ ホームページ（顧客満足度：3.5以上） ◇ ・ メールマガジン（顧客満足度：3.5以上） ◇ ・ 広報誌（顧客満足度：3.5以上） ◇ ②事業者等からの講師派遣依頼等（顧客満足度：3.5以上） ◇ ③講習会の開催（顧客満足度：3.5以上） 3 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上 ◇ ①分析業務の精度管理（外部技能試験の実施予定数に対する実施率：100%） ◇ ②技術研修の実施（実施率：100%） 4 関係機関との連携 ◇ ①国民生活センターとの連携（国民生活センターからの依頼による分析）	

②国際技術協力要請 ◇ ・ 専門家の派遣（依頼への対応実施率：100%） ◇ ・ 海外からの研修員の受入（依頼への対応実施率：100%）	
業務運営の効率化に関する事項 ○ 業務運営の改善 ◇ 業務運営の改善状況） ○ 業務運営コストの縮減 ◇ ・ 一般管理費削減率：3%以上の抑制 ◇ ・ 業務経費削減率：1%以上の抑制 ◇ ・ 業務運営コストの縮減状況 ○ 人件費の削減等 ◇ 人件費の削減（平成30年度予算額以下） ○ 調達等合理化の取組 ◇ ・ 競争性のある契約に占める一者応札・応募割合：42%以下 ◇ ・ 随意契約によることができる事由の明確化	
財務内容の改善に関する事項 ○ 保有資産の見直し等 ◇ 保有資産の保有の必要性の見直し（保有資産の見直し状況） ○ 自己収入の確保 ◇ 自己収入確保の状況 ○ 予算、収支計画及び資金計画 ◇ ・ 経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組 ◇ ・ 法人運営における資金の配分状況 ○ 短期借入金の限度額 ◇ 法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み	
その他業務運営に関する重要事項 ○ 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化の目標を含む。）	

◇ ・人事評価システムによる評価の実施、システムの見直し ◇ ・女性登用の促進状況	
○ 内部統制の充実・強化 ◇ ・行動理念、行動方針、コンプライアンス基本方針等の見直し状況 ◇ ・リスク評価の実施状況、当該リスク評価に基づく低減策の検討状況 ◇ ・ガバナンスの確保状況 ◇ ・監事監査の体制の整備 ◇ ・内部監査の実施状況 ◇ ・マネジメントレビューの実施状況 ◇ ・法令遵守状況 ◇ ・情報の公開及び個人情報の保護に関する対応状況 ◇ ・事故及び災害の未然防止に係る体制の整備 ◇ ・環境負荷の低減に資する物品調達状況 ◇ ・防災体制等の見直し状況 ◇ ・文書管理体制の見直し状況	
○ 情報セキュリティ対策の推進 ◇ ・情報セキュリティ・ポリシーの見直しの状況 ◇ ・情報システム対策の実施状況 ◇ ・役職員の教育の実施状況 ◇ ・情報セキュリティ監査結果等の評価 ◇ ・情報セキュリティ対策ベンチマークver. 4. 4による自己診断のスコア：平均3. 5以上	
○ 施設及び設備に関する計画 ◇ 施設及び設備の整備・改修等の実施	
○ 積立金の処分にに関する事項 ◇ 積立金の処分	

別に定めるもの

主務省令期間（平成27年度～令和元年度）における効率化評価

評価項目（総合評価●、中項目（項目別評定）○、小項目◇）	評価
● 総合評定	
業務運営の効率化に関する事項	
○ 業務運営の改善 ◇ 業務運営の改善状況	
○ 業務運営コストの縮減 ◇ 一般管理費削減率（前年度比3%以上）の達成状況を踏まえた経費の削減状況 ◇ 業務経費削減率（前年度比1%以上）の達成状況を踏まえた経費の削減状況 ◇ 業務運営コストの縮減状況	
○ 人件費の削減等 ◇ 人件費（前年度予算額以下）の達成状況を踏まえた人件費の削減状況	
○ 調達等合理化の取組 ◇ 競争性のある契約に占める一者応札・応募割合（過去3年間の平均値以下）の達成状況を踏まえた競争性の確保・改善状況 ◇ 随意契約によることができる事由の明確化	